

住宅系研究報告会 論文審査基準及び審査プロセス

住宅系研究報告会運営幹事会

I. 審査基準について

0. 形式審査

下記に該当する論文は、審査の対象としない。

- ①論文形式が執筆要項を逸脱している。
- ②論文内容が申し込み条件を逸脱している。
- ③論文内容が応募内容と大幅に異なる。

1. 採用：

執筆要項に記載の報告区分ごとに、次の通りとする。なお、全ての報告区分について、誤字等の軽微な修正または意見を付けることができる。ただし、著者は修正義務を負わない。

1) 住宅・住宅系まちづくりに関して、新しい課題として有効な知見を得たもので、原則として未発表のもの
次の①と②の両方に該当していること。

- ①研究の目的、方法、結論が明確に記述されている。
- ②結論が住宅・住宅系まちづくり研究に有効である。

2) 住宅・住宅系まちづくりに貢献した設計・計画・活動などに関する提案的実践の報告

次の①と②の両方に該当していること。

- ①実践の内容とそこから得られた知見が明確に記述されている。
- ②取り組んだ設計・計画・活動が具体性を持ち、かつ実践の内容または提案が住宅・まちづくりに対して有効である。

3) 住宅・住宅系まちづくりに関する問題提起的な論説

次の①と②の両方に該当していること。

- ①論説の目的、論拠、結論が明確に記述されている。
- ②結論が住宅・住宅系まちづくりに対して有益である。

2. 再提出：

執筆要項に記載の報告区分ごとに、次の通りとする。なお、全ての報告区分について、誤字等の軽微な修正または意見を付けることができる。ただし、著者は修正義務を負わない。

1) 住宅・住宅系まちづくりに関して、新しい課題として有効な知見を得たもので、原則として未発表のもの
次の①と②の両方に該当していること。

- ①研究の目的、方法、結論について、修正が必要である。但し、この場合、修正は2週間程度で行うことができる範囲である。
- ②結論が住宅・住宅系まちづくり研究に有効である。

2) 住宅・住宅系まちづくりに貢献した設計・計画・活動などに関する提案的実践の報告

次の①と②の両方に該当していること。

- ①実践の内容とそこから得られた知見について、修正が必要である。但し、この場合、修正は2週間程度で行うことができる範囲である。
- ②取り組んだ設計・計画・活動が具体性を持ち、かつ実践の内容または提案が住宅・まちづくりに対して有効である。

3) 住宅・住宅系まちづくりに関する問題提起的な論説

次の①と②の両方に該当していること。

- ①論説の目的、論拠、結論について、修正が必要である。但し、この場合、修正は2週間程度で行うことができる範囲である。
- ②結論が住宅・住宅系まちづくりに対して有益である。

3. 不採用：

執筆要項に記載の報告区分で共通し、次に該当していること。

①再提出の要件を超える修正が必要である。

II. 論文の審査プロセスと審査結果について

1. 住宅系研究報告会について

住宅系研究報告会の運営は各委員会から推薦があった者より構成する「運営幹事会」が行う。

2. 査読者

・査読者は住宅系研究報告会の運営幹事会において選定する

・1論文につき、査読者2名で審査する

・査読に際し、日本建築学会の倫理規程(1章2節 査読者の義務<https://www.aij.or.jp/jpn/touron/rinri.pdf>)を参照すること

3. 審査結果の取り扱い

2名の査読者の審査結果（審査報告書）は、その組み合わせにより、以下のような判定となる。

■第1ステップ

第1 \ 第2	採用	再提出	不採用
採用	A	B	C
再提出	B	B	C
不採用	C	C	X

A：採用とする

B：再提出（論文修正後、再審査とする）

C：運営幹事会において、再提出・不採用を判定する

X：不採用とする

■第2ステップ（修正論文の再審査評価の判定）

第1 \ 第2	採用	不採用
採用	A	C
不採用	C	X

A：採用とする

C：運営幹事会において、採用・不採用を判定する

X：不採用とする

4. 今後の予定

再提出締切 9月初旬

再審査期間 9月中旬

(2019年3月1日)